

## 組織強化部報告

### ◆組合加入促進モデル事業

山口県美容組合では、減少傾向にある組合員数を増加に転ずることを目的として7月より「組合加入促進モデル事業」に取り組んでいます。

山口県の美容組合から全美連に対して活動計画書を提出し、7月12日に受理されました。計画の内容は各支部において新規加入が見込まれるサロンをリストアップし、支部長・支部員・組織強化部が中心になってサロンを訪問し、組合の良さや必要性をPRして加入につなげるといったものです。

これにより全美連から県に対して50万円の助成金が支給され、新規加入1店につき1万円の加入奨励金が支給されるとともに、勧誘に動いた組合員さんにも一人一日当たり¥2,500円の日当が支給されることになりました。

9月15日現在で12名の組合員さんが延べ18回のサロン訪問を行い、7店の新規加入（新南陽支部・山口支部・下松支部・厚狭支部・長門支部・萩支部・柳井支部にて各1店）につながりました。

令和6年3月末までに30名の新規加入を目標としています。ぜひ積極的に参加して目標達成を実現しましょう！



## 支部イベント

### ◆岩国支部 秋の夕べ 令和5年10月18日(水) 食事会

コロナ禍でなかなかかかないままですが、久々に支部組合員の皆さんとお食事をしながら、楽しいひと時を過ごせたらと企画しました。

## 美容所標準営業約款登録のお願い 11月はSマーク標準営業約款普及登録促進月間



### Sマーク制度（標準約款制度）とは？

厚生労働大臣認可の標準営業約款制度に従って営業しているお店の表示で、安全・安心・清潔を約束する3つのSを備えたお店の証です。

**Safety: 安全** Sマークの店は損害賠償責任保険加入済み。だから万一の事故にもきちんと対応できます。

**Standard: 安心** Sマークの店はサービス内容をはっきり提示。安心できるサービスをお約束します。

**Sanitation: 清潔** Sマークの店は施設・設備の一定の基準を守って衛生管理をきちんと行っています。

**安全・安心を求める消費者のニーズに応じるためにもぜひ登録をお考えください。**

また、約款登録の組合員は、日本政策金融公庫の生活衛生資金が、有利な条件で借入が可能です。（詳しくは、組合にお尋ね下さい。）

（公財）山口県生活衛生営業指導センター 山口市吉敷下東3-1-1 ☎083(928)7512